

2014年3月31日 全5頁

クラウドファンディング、金融指標などに関する 金商法等改正法案の概要

2014年金商法改正関連シリーズ

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2014年3月14日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。
- この中には、①いわゆる投資型クラウドファンディングを巡る環境の整備、②内部統制報告書制度の見直し（上場後3年間は監査免除が可能）、③虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出会社の（流通市場における）損害賠償責任の過失責任化（現行は無過失責任）、④金融指標に係る規制の導入、⑤大量保有報告制度（自己株式の取扱いなど）の見直しなどが盛り込まれている。
- 主要部分については、公布日後1年以内の政令指定日からの施行が予定されている。

金商法等改正法案の国会提出

2014年3月14日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」¹（以下、金商法等改正法案）が国会に提出された。

これは、次の報告書や、昨今の司法判断、問題事案などを踏まえて、金融商品取引法などの改正を行うものである。

◇金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書²（平成25年12月25日）

◇「金融指標の規制のあり方に関する検討会における議論の取りまとめ」³（平成25年12月25日）

¹ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>）に掲載されている。

² 金融庁のウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20131225-1.html）に掲載されている。

³ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/singi/shihyo/houkokusyo/20131225.html>）に掲載されている。

金商法等改正法案の主なポイント

金商法等改正法案の内容は、多岐にわたるが、主なポイントをまとめると次のようになる。

1. インターネットを通じた資金調達を取り扱う金融商品取引業者等に係る規制の見直し（いわゆる投資型クラウドファンディングの利用促進）

- 一定の要件を満たすクラウドファンディング業務（第一種少額電子募集取扱業務、第二種少額電子募集取扱業務）（注1）のみを行う第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者について、業規制の一部（自己資本規制比率（注2）、兼業規制など）を緩和する（金商法等改正法案に基づく金融商品取引法 29 条の 4 の 2、29 条の 4 の 3 など）。
- クラウドファンディング業務（電子募集取扱業務）を行う金融商品取引業者に対して、ネットを通じた適切な情報提供（注3）などを義務付ける（同 43 条の 5 など）。

2. 内部統制報告書制度の見直し（新規上場に伴う負担の軽減）

- 内部統制報告書について、上場後 3 年間は公認会計士又は監査法人による監査義務の免除を受けることができる（同 193 条の 2 第 2 項第 4 号）（注4）。

3. 流通市場における虚偽開示書類を提出した会社の損害賠償責任（過失責任化など）

- 虚偽記載等のある有価証券報告書等を提出した会社の流通市場における損害賠償責任について、その会社が、その虚偽記載等について故意又は過失がなかったことを証明すれば、損害賠償責任を負わないものとする（いわゆる過失責任化）（同 21 条の 2 第 2 項）。
- 虚偽記載等のある有価証券報告書等を提出した会社につき、その発行する有価証券を取得した者だけでなく、有価証券を処分した者についても、その会社に損害賠償を請求することができるものとする（現行法では、取得した者のみ）（同 21 条の 2 第 1 項）。

4. 金融指標に係る規制の導入（注5）

- 金融指標であって、その信頼性が低下することにより、わが国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを「特定金融指標」として定める（同 2 条 40 項など）（注6）。
- 特定金融指標の算出者の指定制度（特定金融指標算出者）を導入し、特定金融指標算出者に対する規制、監督の枠組を整備する（同 156 条の 85、156 条の 87、156 条の 89 など）。
- 金融商品取引業者等（又はその役職員）が、特定金融指標算出者に対し、特定金融指標の算出に関し、データの不正呈示（注7）を行うことを禁止する（同 30 条 7 号）。

5. 大量保有報告制度の見直し

- 大量保有報告制度の適用対象から自己株式を除外する（同 27 条の 23 第 4 項）。
- 短期間に大量の株式等を譲渡した場合に提出すべき短期大量譲渡報告の記載事項から、僅少な譲渡先（譲渡の相手方）に関する事項を除外する（同 27 条の 25 第 2 項）。
- 変更報告書の同時提出義務（注 8）を廃止する。

6. その他

(1) ファンド販売業者（第二種金融商品取引業者）に対する規制の見直し

- 国内拠点（営業所又は事務所）及び国内における代表者の設置を義務付ける（登録拒否事由とする）（同 29 条の 4 第 1 項 4 号ロ、ハ）（注 9）。
- 金融商品取引業協会に加入していない場合、協会規則に準ずる内容の社内規則の作成及び作成した社内規則の遵守体制整備を義務付ける（登録拒否事由とする）（同 29 条の 4 第 1 項 4 号ニなど）（注 10）。
- ファンドに出資・拠出された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱い等を行うことを禁止する（同 40 条の 3 の 2）。

(2) 第一種金融商品取引業者の事業年度規制の見直し

- 第一種金融商品取引業者について、統一的な法定の事業年度（現行は、3 月期決算のみ）を設けないこととする（同 46 条）。

(3) 金融商品取引所の業務の追加

- 金融商品取引所が行うことができる業務の範囲に、金融商品の取引（取引所金融商品市場における取引を除く）の当事者を識別するための番号を指定する業務（いわゆる付番業務）を追加する（同 87 条の 2 第 1 項）（注 11）。

(4) 電子化された株券等の没収手続の整備

- 犯人が犯罪行為（相場操縦、インサイダー取引など）により得た財産等を没収する手続について、没収の対象が電子化された株券等の無体財産である場合の規定を整備する（同 209 条の 2～7）（注 12）。

(5) 取扱有価証券の範囲の見直し（「新たな非上場株式の取引制度」関連）

○認可金融商品取引業協会が、その規則で売買等の勧誘を禁じていない株券等のうち、その規則において流通性が制限されていると認められる非上場有価証券に該当するもの（注13）については、（インサイダー取引規制などの対象となる）取扱有価証券の範囲から除外する（同67条の18第4号）。

（注1）厳密には、非上場株式、集団投資スキーム持分についての電子募集取扱業務（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものにより募集の取扱いなどを業として行うこと）であって、有価証券の発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものと定義されている（金商法等改正法案に基づく金融商品取引法29条の4の2第1項第1号、29条の4の2第10項、29条の4の3第4項）。なお、「少額」の判断基準については、政令に委任されているが、発行価額の総額につき「1億円未満」、一人当たり投資額につき「50万円以下」という水準が想定されているようだ（『金融商品取引法等の一部を改正する法律案』に係る説明資料⁴（以下、「説明資料」）参照）。

（注2）最低資本金基準についても、第一種金融商品取引業者につき「5,000万円⇒1,000万円」、第二種金融商品取引業者につき「1,000万円⇒500万円」に引き下げることが想定されているようだ（「説明資料」参照）。

（注3）厳密には、契約締結前交付書面に記載する事項のうち電子募集取扱業務の相手方の判断に重要な影響を与えるものとして内閣府令で定める事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものにより、（対象となる有価証券について電子募集取扱業務を行う期間中、）相手方が閲覧することができる状態に置くことが求められている。

（注4）ただし、免除の対象となるのは、資本の額その他の経営の規模が内閣府令で定める基準に達しない上場会社等に限定されている。言い換えれば、「社会・経済的影響力の大きな新規上場企業（資本金100億円以上又は負債総額1,000億円以上を想定）」については、内部統制報告書の監査義務の免除は認められない（「説明資料」参照）。

（注5）いわゆるLIBOR等の不正操作事案や、それを踏まえたIOSCO（証券監督者国際機構）の「金融指標に関する原則（Principles for Financial Benchmarks）」（2013年7月）を受けたもの（「説明資料」、「金融指標の規制のあり方に関する検討会における議論の取りまとめ」pp.2-3など参照）。

（注6）対象として、当面は「TIBOR」（東京銀行間取引金利）が想定されているようだ（「説明資料」参照）。

（注7）厳密には、自己又は第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない算出基礎情報（特定金融指標の算出の基礎として特定金融指標算出者に対して提供される価格、指標、数値その他の情報をいう）を提供する行為と定義されている。

（注8）大量保有報告書又は変更報告書の提出日の前日までに、新たに変更報告書の提出事由が生じた場合、元来、提出予定であった大量保有報告書又は変更報告書の提出と同時に、新たな提出事由に基づく変更報告書も併せて提出しなければならないというもの（現行の金融商品取引法27条の25第3項）。

（注9）投資運用業者についても同様。なお、第一種金融商品取引業者については、現行法の下でも、義務付けられていると考えられる（現行の金融商品取引法29条の2第1項、29条の4第1項5号など参照）。

（注10）第一種金融商品取引業者及び投資運用業者についても同様。

（注11）金融取引主体に世界共通の方式で付番する国際的な取組み（いわゆる取引主体識別子（Legal Entity Identifier、LEI））が進展しているのを受けたもの（「説明資料」など参照）。

（注12）現行制度は、有体物（紙ベースの有価証券など）を前提とした規定となっているため、無体物（電子化された有価証券など）の没収ができないことを受けたもの（「説明資料」、平成25年11月22日東京地方裁判所判決（平成25年（特ワ）第484号）など参照）。

（注13）日本証券業協会の自主規制規則に基づいて創設することが予定されている「新たな非上場株式の取引制度」が想定されているようである（「説明資料」参照）。なお、同制度では、発行者の開示義務についても、日本証券業協会の自主規制規則等に基づいて整備されるものと考えられるが、この点についても、既存のグリーンシート銘柄制度と比べて、一定程度、発行者の負担を軽減することが予定されているようである（「説明資料」、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書pp.5-8など参照）。

⁴ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/186/01/setsumei.pdf>）に掲載されている。

施行日（予定）

金商法等改正法案の主要部分の施行日は、**公布日から1年以内の政令指定日**と定められている（金商法等改正法案附則1条）。ただし、次の規定については、別途、異なる施行日が定められている（同）。

第一種金融商品取引業者の事業年度規制の見直し（前記6(2)）	公布日から
電子化された株券等の没収手続の整備（前記6(4)）	6月以内の政令指定日
金融商品取引所の業務の追加（前記6(3)）	公布日